

## ○日野町防犯カメラ設置事業補助金交付要綱

令和3年3月29日告示第40号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町民の防犯意識を高め、街頭犯罪、侵入盗および不審事案等の未然防止を図り地域安全に寄与するため、防犯カメラの設置に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、日野町補助金等交付規則（平成10年日野町規則第2号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において防犯カメラとは、街頭犯罪等（不法投棄を除く。）の抑止を目的に、犯罪の発生が懸念される場所に継続的に設置されるカメラであって、録画装置（本体内蔵型を含む。）を有するものをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域における安全なまちづくりに関する自主的な活動を行う住民団体（以下「自主防犯団体」という。）
- (2) 自治会
- (3) その他町長が認める団体

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 撮影範囲は、主に道路、公園等の不特定多数の者が利用する公共空間とし、特定の個人および建物を監視するものでないこと。
- (2) 防犯カメラを設置する場所の所有者、管理者等の承諾または許可（法令、要綱等に基づく許可等が必要であればそれを含む。）を得ていること。
- (3) 防犯カメラを設置することについて、設置予定場所の近隣地域の合意が得られていること。
- (4) 防犯カメラ1台につき、防犯カメラの管理者を明記した明示看板を1枚以上、周囲からよく見える位置に設置すること。
- (5) 適切に維持管理されるものであること。
- (6) その他町長の定める管理上の指示に従っていること。

### (補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、新たな防犯カメラの設置に要する費用（保守費用、修理費用、電気料金、占用料および地代等の維持管理費を除く。）とする。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を超えない範囲内において町長が定める額とする。ただし、1団体あたり年間200,000円を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日野町防犯カメラ設置事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ町長に提出しなければならない。

- (1)道路管理者の道路占用許可証の写しまたは土地所有者等の承諾書
- (2)補助対象経費が分かる見積書の写し
- (3)設置する防犯カメラの性能が分かる図面またはカタログ等
- (4)設置場所の位置図
- (5)防犯カメラの管理運用基準
- (6)その他町長が必要と定める書類

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、当該申請者に日野町防犯カメラ設置事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、補助事業が完了したときは、速やかに日野町防犯カメラ設置事業補助金実績報告書（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1)防犯カメラの設置に要した費用に係る請求書および領収書の写し
- (2)設置した防犯カメラおよび明示看板の現況写真
- (3)設置場所の位置図

(額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該補助対象事業の内容を審査し、補助金の交付の決定内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、日野町防犯カメラ設置事業補助金確定通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

(交付)

第11条 前条の規定による通知を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、日野町防犯カメラ設置事業補助金交付請求書（別記様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消しおよび補助金の返還)

第12条 町長は、補助金の交付を決定した場合において、交付を受けた申請者が次に掲

げるいずれかに該当すると認めるときは、交付決定をした補助金の全部もしくは一部を取り消し、または既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができ

(1)この要綱の規定に違反したとき。

(2)提出書類に虚偽の記載をしたとき。

(3)その他町長が必要と認めるとき。

(調査)

第13条 町長は、特に必要があると認められた場合は、補助金の交付を受けた申請者に対し、調査の依頼や資料の提出を求めることができる。

(再申請)

第14条 補助金の交付を受けた申請者は、設置した防犯カメラが適正な管理下でありながら経年劣化等により使用に耐えないと認められるときは、設置後10年を経過した場合において、再度補助金の交付を申請することができるものとする。ただし、町長が特別の事由があると認められた場合は、この限りでない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別記

様式第1号（第7条関係）

日野町防犯カメラ設置事業補助金交付申請書

年 月 日

日野町長 殿

住所  
団体名  
代表者名  
連絡先

標記事業補助金について、金 円を交付されるよう日野町防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第7条の規定により次の関係書類を添えて申請します。

記

設置場所	日野町	地先
完了予定日		
台数		台
事業費		円

添付書類

- 1 道路管理者の道路占用許可証の写しまたは土地所有者等の承諾書
- 2 補助対象経費が分かる見積書の写し
- 3 設置する防犯カメラの性能が分かる図面またはカタログ等
- 4 設置場所の位置図
- 5 防犯カメラの管理運用基準
- 6 その他町長が必要と定める書類

様式第2号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

日野町長

日野町防犯カメラ設置事業補助金の交付決定について（通知）

年 月 日付けで申請された日野町防犯カメラ設置事業に対し、日野町防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり補助金を交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助金交付決定額 円
2. 付帯条件 事業実施に伴う問題は、申請団体の責任において処理すること。

様式第3号（第9条関係）

日野町防犯カメラ設置事業補助金実績報告書

年 月 日

日野町長 殿

住所  
団体名  
代表者名  
連絡先

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知があった日野町防犯カメラ設置事業について、日野町防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第9条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

日野町防犯カメラ設置事業完了報告

設置場所	日野町	地先
事業完了年月日		
台数		台
事業費		円

添付書類

1. 防犯カメラの設置に要した費用に係る請求書および領収書の写し。
2. 設置した防犯カメラおよび明示看板の現況写真。
3. 設置場所の位置図。

様式第4号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

日野町長

日野町防犯カメラ設置事業補助金の交付確定について（通知）

年 月 日付けで実績報告のあった日野町防犯カメラ設置事業に対し、日野町防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり交付の額を確定したので通知します。

記

- |             |   |
|-------------|---|
| 1. 補助金交付決定額 | 円 |
| 2. 補助金交付確定額 | 円 |
| 3. 差引返還額等   | 円 |

様式第5号（第11条関係）

日野町防犯カメラ設置事業補助金請求書

年 月 日

日野町長 様

住所

団体名

代表者名

㊞

連絡先

年 月 日付け 第 号で額の確定の通知があった日野町防犯カメラ設置事業に対し、日野町防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第11条の規定により、金  
円を交付されるよう請求します。

振込先金融機関		
普通・当座	口座番号	
ふりがな		
名義		

（請求者団体名と口座名義が違う場合はご記入ください。）

補助金受領に係る委任

標記補助金の受領を上記口座名義人に委任します。

団体名

代表者

㊞